

「尊厳死宣言」広がる

終末期 延命治療望まぬ意思表示

病気が末期状態の終末期に延命治療を望まない意向を公正証書で表明する「尊厳死宣言」の件数が、2018年1～7月の7カ月間で978件に上ったことが30日、日本公証人連合会の初調査で分かった。相続対策などのために遺言の公正証書を作成する際に同時に尊厳死宣言するケースが多いという。

公正証書は全国285カ所の公証役場で作成、保管され、本人の意思を公的に証明する。尊厳死は法制化されておらず、尊厳死宣言に法的な拘束力はないが、公正証書の写し(謄本)を医療機関などに提示すれば意思を尊重してもらいやすくなるという。

同連合会によると、05年に公正証書の基本類型(ひな型)をまとめた書

1～7月調査 1000件迫る

公正証書 遺言と併せ

籍に初めて尊厳死宣言の文例が掲載された。件数が増加傾向とみられたことから18年に統計調査の対象に加え今回、中間集計した。

基本類型の文例では「現在の医学で不治の状態に陥り、死期が迫っている」と2名以上の医師に

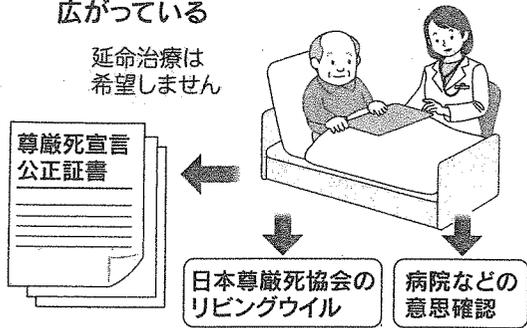
診断された場合には、死期を延ばすための延命措置は一切行わないで下さい」とし、家族の了承を得ていること、医師らを訴追対象としないように希望することなどの文言も含まれている。

文例程度の内容であれば公正証書作成の手数料は1万数千円程度。文例は希望に応じて変更も可能という。

同連合会の西瀧英策事務局長は「死後や老後に備える『終活』に関心が高まるなか、遺産相続などの遺言とセットで最期の迎え方を検討し、公正証書で尊厳死宣言する人が多い」としている。

尊厳死を巡っては、一般財団法人「日本尊厳死協会」(東京・文京)も延命治療を望まないこと

様々な手段で「尊厳死」の意思表示が広がっている



を表明する「終末期医療における事前指示書(リビングウィル)の普及活動を継続。リビングウィルを作成した会員数は約11万人、新規会員も毎年6千人前後に上る。

他に医療機関や介護施設が本人に意思を確認しているケースもある。

同協会の江藤真佐子事務局長は「尊厳死の考えが徐々に定着しつつある」と歓迎。リビングウィルと公正証書では本人確認やフォロ体制などに違いがあるといい、「意思表示には様々な方法がある。個々の要望に応じて選択してほしい」と話している。

日本公証人連合会は10月1日からの7日間を「公正週間」としており、期間中は無料で電話相談(☎03・35502・8239)を受け付ける。午前9時半～正午、午後1時～同4時半まで、遺言証書や任意後見、尊厳死宣言などの相談に応じる。